

令和 6 年度香川地方最低賃金審議会
第 4 回香川県最低賃金専門部会議事録

令 和 6 年 8 月 5 日（月）
高松サンポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、春日川、柴田
労 働 者 側 立石、中村、三屋
使 用 者 側 奥田、白石、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について
(2) その他の

○ 賃金室長

本日、取材の方が来られるという連絡があり、現在来ておりませんが定刻になりましたので、ただ今から第 4 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○ 柴田部会長

それでは、議題 (1) の「香川県最低賃金額改正の審議について」です。

前回、8月1日に開催された第3回専門部会では、労使双方よ

り金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労側プラス64円、使用者側プラス33円と双方の提示金額には乖離がありました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いします。

これまで2回にわたって金額審議を重ねてきましたが、労使の主張には、なお隔たりがありますけれども、是非とも全会一致に至るよう、格別のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項に基づき、非公開となります。傍聴の申し込みがあったものの、傍聬人の方が来ていないとということで、事務局から説明があればお願いします。

○賃金室長

本日、取材の方が来られる予定だったのですが、定刻までに来ていません。来られていたら、傍聴が可能な部分と不可能な部分の説明をするつもりでしたが、不在のため議事を進行していただいて構いません。

○柴田部会長

それでは、これから最低賃金額の審議に入ります。是非、全会一致にいたるよう、格段のご配慮をお願い致したいと思います。

それでは、このあと、各側より「金額提示」をお願いいたしますが、本日は使労の順で、金額提示を受けることとなりました

で、使、労の順で前回と同様の要領により金額提示を受けることいたします。

なお、金額提示に当たっては、必ず、その根拠や考え方を述べて頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

○ 貸金室長

はい、各側の控室等ですが、

公労・公使会議 • この 702 会議室

労側控室 • 2 階の相談室

使側控室 • 2 階の第 1 会議室

を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用がある時は 6702 をおかけください。

公使会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○ 白石委員

特に必要ありません。

○ 柴田部会長

それではこのまま公使会議を始めますので、労働者側委員の方は控室にお移りください。事務局はご案内をおねがいします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○ 柴田部会長

それでは全体会議を行います。本日、労使双方より金額の提示を

受け、その根拠も説明していただきました。労側はプラス 58 円、使側はプラス 41 円の提示を頂きましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。次回は、8月6日火曜日の午前9時から 702 会議室で開催します。ぜひとも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、次回の審議までに各側ともご検討いただきますようお願いいたします。

事務局から何かございますか。

○室長

明日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○柴田部会長

それでは第4回専門部会を閉会します。ご苦労様でした。

——了——